

(概要)

第1条 本規程は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）第8条第1項及び第9条第2項に基づき、履修及び成績評価に関する事項について定める。ただし、歯学部、薬学部については別に定める。

(履修手続き)

第2条 科目を履修するには、各学期の指定された期間内に履修登録手続き及び履修変更手続きを完了しなければならない。

2 履修登録確定後に科目を取消すことはできない。ただし、やむを得ない事由により授業科目の受講を継続できない場合は、取消し科目を申請し、所属学部長の許可及び教務部長の承認を得ることにより、履修科目を取消することができる。

3 履修の登録、変更及び取消の手続きは、学生本人が行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、教務部長の承認を得て代理人による手続きを行うことができる。なお、手続き期間はあらかじめ定められた期間に従うものとし、手続き期間の変更は一切認めない。

(履修に関する制限)

第3条 履修登録に際しては、次に掲げる制限単位を守らなければならない。

学年	セメスタ ー	履修制限単位	
		上限	下限
1年	第1	28単位 (春学期と秋学期の合計は44単位とする。ただし、健康科学部は48単位とする)	16単位
	第2		16単位
2年	第3		14単位
	第4		14単位
3年	第5		10単位
	第6		10単位
4年	第7		2単位
	第8		2単位

2 前セメスタのGPAが3.0以上の場合、次のセメスタは、教務部長に願い出ることにより2単位多く履修することができる。

3 健康科学部は、第1項の履修制限単位の上限において、学部長が許可し、教務部長の承認を得た場合はこの限りではない。

4 第2条第2項における、履修の取消にて履修制限単位の下限を下回る場合はこの限りではない。

5 教職課程・図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程・博物館学芸員課程・社会教育主事課程・日本語教師養成課程に関する科目は第3条第1項の制限に含めない。

6 同一時限に開講される複数科目を同時に履修登録することはできない。

7 既に単位を修得した科目を再度履修する場合は、履修登録までに申し出なければならない。

(単位修得の要件)

第4条 単位修得の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 履修登録科目を受講し、定期試験等による成績評価を経ていること。

(2) 当該学期の学納金を所定の期日までに完納していること。

(単位授与の時期)

第5条 履修登録科目の単位授与の時期は、当該科目の授業終了の学期末とする。

(成績評価)

第6条 成績評価は、次の基準により実施する。

(1) 学則第9条第1項に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	100点満点での評価範囲	評価基準
A A	合格	4	90点以上	学修の目標を達成し、極めて優秀な成果を収めている
A	合格	3	89点から80点	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている
B	合格	2	79点から70点	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている
C	合格	1	69点から60点	学修の目標を達成している
D	不合格	0	59点から30点	学修の目標を達成していない
E	不合格	0	29点以下	学修の目標を達成したとは認められず、成果が著しく低い

(2) 学則以外に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	評価基準
認	認定	—	修得単位として認定した成績
F	不合格	0	科目開講回数数の三分の一を超えて欠席し、成績評価の対象としない

2 成績の通知、成績証明は、成績簿に基づき前項に掲げる表の評価を用いて行う。

3 学修の到達度を表すためにG P A (Grade Point Average) 制度を用いて評価する。
G P A制度に関する事項については別に定める。

4 成績評価に関する取扱いについては別に定める。

(履修の指導)

第7条 学部において学生の履修状況に応じ、適切な指導を行う。

(事務)

第8条 本規程に関する事務は教務担当部課所が所掌する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃及び実施に必要な事項については、教務委員会の議を経て、代表教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、愛知学院大学履修要領は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。